

仕 様 書

1. 件 名 令和8年度関門地区胃内視鏡検査業務（単価契約）

2. 概 要

本業務は、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 21 条に基づき、令和8年度において、九州地方整備局港湾空港関係職員のうち関門地区（北九州市、苅田町及び下関市）内に勤務する者の胃内視鏡検査を実施するものである。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

4. 履行場所

受注者医療機関

5. 実施時期

実施日については、随時協議するものとする。

6. 予定数量

予定数量は、別紙のとおりとする。

7. 検査内容

本業務における胃内視鏡検査は、原則として鎮静剤は使用しないものとする。ただし、被検者の状態や希望により、医師が必要と判断した場合には、使用することができる。この場合、医療機関は事前に被検者本人に対し、効果、副作用等について十分に説明を行い、同意を得た上で実施すること。

なお、医療機関の料金体系において、鎮静剤使用に係る費用が胃内視鏡検査の費用に含まれていない場合には、当該費用は被検者本人に対して医療機関が別途請求するものとする。

8. 検査結果の報告及び提出先

1)検査結果の報告

検査結果については、報告書として以下のものを提出すること。

① 検査結果の個人別の診断票（本人宛に封筒詰めしたもの） 1部

② 検査結果の個人別の診断票（封入しないもの） 1部

2)提出時期及び提出先

上記報告書については、検査終了後1ヶ月以内に各事務所の健康管理担当者宛に提出するものとする。

九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所	北九州市門司区西海岸 1-4-40 093-321-4631	総務課
九州地方整備局 関門航路事務所	北九州市小倉北区浅野 3-7-38 093-512-8091	総務課
九州地方整備局 苅田港湾事務所	福岡県京都郡苅田町港町 28-2 093-436-0581	総務課

九州地方整備局 下関港湾事務所	下関市東大和町 2-29-1 083-266-3291	総務課
九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所	下関市竹崎町 4-6-1 083-224-4130	総務課

9. 審査

本仕様書に基づき提出された検査結果の審査は、担当職員が行うものとする。

前項の検査結果の報告により、業務を完了したものとみなし、報告内容の確認を受けた後に、当該業務に係る代金の支払いを請求することが出来る。

発注者は請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請求代金を支払わなければならない。

10. 個人情報の取扱いについて

受注者は、本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

11. 情報管理体制について

(1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、発注者の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め発注者の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ① 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載ある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ③ 発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブラインド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

(3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

(4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について、以下によるものとする。

(1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

13. その他

本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者及び受注者で協議するものとする。

令和8年度関門地区胃内視鏡検査業務（単価契約） 予定数量

事務所名	予定数量
下関港湾事務所	2
北九州港湾・空港整備事務所	3
苅田港湾事務所	0
関門航路事務所	0
関門航路事務所（海翔丸）	2
下関港湾空港技術調査事務所	1
予備（異動者用）	3
計	11